

奈良県告示第百七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成三十年八月十日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
井上 智弘	近畿大学医学部奈良病院	生駒市乙田町一四八番一	小児科（心臓機能障害）	平成三十年七月三十日
濱口 秀人	医療法人青心会郡山青藍病院	大和郡山市本庄町一番地一	循環器内科（心臓機能障害）	平成三十年七月三十日
岡田 達治	近畿大学医学部奈良病院	生駒市乙田町一四八番一	心臓血管外科（心臓機能障害）	平成三十年七月三十日
上田 勉	社会医療法人高清水会天理透析クリニック	天理市杉本町二八七番地一	泌尿器科・人工透析内科（じん臓機能障害）	平成三十年七月三十日
山口 通雅	医療法人康成会菊美台クリニック	生駒郡平群町菊美台一丁目一〇番一三号	内科・腎臓内科（人工透析又はじん臓機能障害）	平成三十年七月三十日